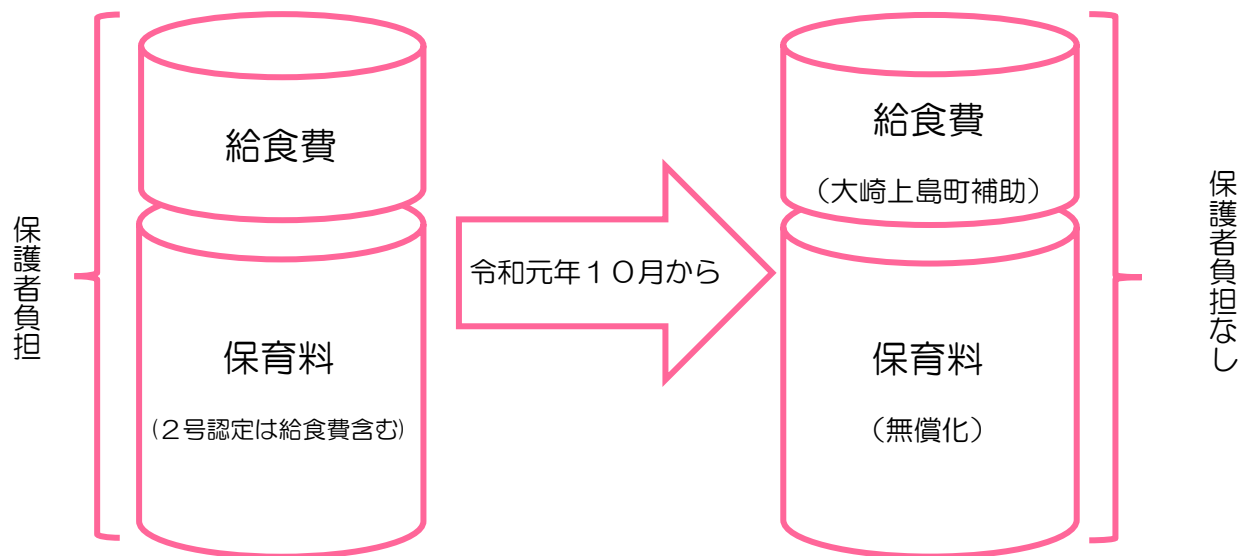


令和元年10月から幼児教育・保育の無償化を実施します

- 令和元年10月から、大崎上島町に居住している、3歳児から5歳児クラスのお子様については、幼児教育・保育の無償化を実施するため、大崎上島町並びに各園へ保育料をお支払いいただく必要がなくなります。
- 実費負担となる給食費は、大崎上島町では町で補助します。他市町では必要となる給食費も大崎上島町では無償化となります。

3歳児から5歳児クラス（年少から年長）



保育料について

- 幼稚園等の預かり保育や認可外保育施設等を利用する場合、就労等の「保育の必要性の認定」を受けることが必要となります。
- 幼稚園や認定こども園の教育部分のみを利用する場合、「保育の必要性の認定」は不要ですが、無償化のための手続きが必要な場合があります。詳しくは現在ご利用の施設または教育課にお問い合わせください。
- 通園送迎費、行事費等は無償化の対象外ですので、これまでどおり実費負担いただきます。

給食費について

- 0歳から2歳児クラスは、給食費の無償化の対象外となります。これまでとおり、保護者負担となります。
- 園から提供される給食が対象となり、持参するお弁当は対象外です。
- 大崎上島町の基準額以内の給食費について無償化します。

対象者及び対象範囲			
		0～2 歳児クラス (住民税非課税世帯)	3～5 歳児クラス
保育所（園）、認定こども園（保育部分） 小規模保育事業等		無償	無償
公立幼稚園 認定こども園（教育部分） 私立幼稚園（新制度移行済）	教育		無償
	預かり保育		無償

○私立幼稚園（新制度未移行）・国立大学附属幼稚園・特別支援学校幼稚部・認可外保育施設等（認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業等）・障害児通園施設・企業主導型保育事業等に通園されているお子様については教育課までお問い合わせください。

✿お問い合わせ✿

大崎上島町教育委員会
教育課 総務学校教育係
TEL 0846-64-2074